資料 電1-1

情報通信審議会　電気通信事業政策部会　電話網移行円滑化委員会
電話を繋ぐ機能等ワーキンググループ　開催要綱（案）

１　目的

本ワーキンググループ（以下「ＷＧ」という。）は、電気通信事業政策部会における委員会の設置規程（平成 26 年 12 月 26 日情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第３号）に基づき、固定電話網のＩＰ網への移行に伴う電話を繋ぐ機能等の在り方を検討することを目的とする。

２　名称

本会合は、「電話を繋ぐ機能等ワーキンググループ」と称する。

３　主な検討事項

⑴　固定電話網のＩＰ網への移行に伴う電話を繋ぐ機能に関する信頼性、接続方式、ＰＯＩの設置場所・箇所数、担い手、コスト負担の在り方等の検討

⑵　その他事業者間協議に関する事項　等

４　構成及び運営

⑴　ＷＧは、別紙に掲げる構成員により、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会（以下「委員会」という。）の下に開催する。

⑵　ＷＧには、主査及び主査代理を置く。

⑶　ＷＧの主査は、委員会主査が指名する。主査代理は、主査が指名する。

⑷　主査は、ＷＧを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わってＷＧを招集し、主宰する。

⑸　主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

⑹　主査は、調査を進めるに当たって必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明を聞くことができる。

⑺　ＷＧにおいて検討された事項については、主査が取りまとめ、これを委員会に報告する。

⑻　その他、ＷＧの運営については、主査が定めるところによる。

５．会議の公開及び資料の取扱い

⑴　ＷＧは、原則として公開とする。ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。

⑵　ＷＧで配付された資料は、会議終了後速やかに公開する。ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部または一部を非公開とすることができる。

６．庶務

ＷＧの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課及び料金サービス課が行う。

（別紙）

情報通信審議会　電気通信事業政策部会　電話網移行円滑化委員会
電話を繋ぐ機能等ワーキンググループ　構成員

（敬称略）

【構成員】

（主査）	相田　仁	東京大学　大学院　工学系研究科　教授
	池田　千鶴	神戸大学　大学院　法学研究科　教授
	内田　真人	千葉工業大学　工学部　情報通信システム工学科　教授